

宅建朝から1問 宅建業法 従業者名簿 宅建 R02(10月)-39-3 <<#904>>

【問】 正誤をつけよ。

宅地建物取引業者は、その事務所ごとに従業者名簿を備えなければならないが、退職した従業者に関する事項は、個人情報保護の観点から従業者名簿から消去しなければならない。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 従業者名簿 【宅建★入門】

ポイント	<ul style="list-style-type: none">・最終の記載をした日から10年間保存・事務所ごとに設置・宅建士か否かの別等を記載しなければならない・取引の関係者から請求があれば閲覧させなければならない
記載事項	<ol style="list-style-type: none">① 従業者の氏名(旧姓併記が可能 近年改正)② 従業者証明書の番号③ 生年月日④ 主たる職務内容⑤ 宅地建物取引士であるか否かの別⑥ 当該事務所の従業者となった年月日⑦ 当該事務所の従業者でなくなったときは、その年月日 <p>※ 近年の改正により、住所の記載は不要</p>

【渋谷会】宅建講座をご利用ください

理解を深めたい ⇒ 「宅建基幹講座」インプット講座

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

基本から万全の準備 ⇒ 「宅建これだけで合格セット」上記2講座のセット

<https://shibuyakai.com/>